

長門市監査公表第 1 号

平成 31 年 3 月 13 日付け長監査委第 54 号で提出した定期監査結果の報告に対し、措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 8 月 19 日

長門市監査委員 岸 田 弘 稔

長門市監査委員 南 野 信 郎

長 企 総 行 第 1 6 1 号
令和元年（2019 年）8 月 19 日

長門市監査委員 様

長門市長 大 西 倉 雄

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成 31 年（2019 年）3 月 13 日付け長監査委第 54 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により通知します。

■定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
1 補助金等交付事務について (1) 企画政策課 事業内容に変更が生じた場合には、交付要綱等により、補助金変更交付申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定されている。 しかし、交付決定された補助金等の申請内容と実績に乖離があったにもかかわらず、変更申請などの手続きが執られていなかった。 ついては、補助金の交付決定及び完了実績の審査等が不十分であるので、留意改善されたい。 (2) 地域福祉課 概算払いについては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 143 条の規定に基づき、概算払を行ったその精算は、年度をまたがって行うことはできないとされている。 しかし、概算払により交付された補助金等について、翌年度に精算手続きが行われているものがあったので、留意改善されたい。 (3) 市民活動推進課・観光課 長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 20 年長門市規則第 46 号）については、補助金等の対象経費や補助率等が、事業によって様々であることなどから、補助金等の交付手続きに関し必要な事項を別に定めることとしている。 補助金等の交付において、交付要綱等では、補助金額に千円未満の端数を生じた場合は切り捨てると規定されているが、円単位で交付しているものがあったので、留意改善されたい。	(1) 企画政策課 指摘を踏まえ補助金交付申請に係る交付決定及び実績報告書など関係書類の確認を担当者及び担当者以外の職員が確認できる体制とし、実績報告書の内容を正確に確認できる資料の徴求や現地確認なども行うよう徹底を図った。 (2) 地域福祉課 令和元年度から執行体制を見直し補助金の交付申請から精算手続きまでの一連の確認作業について、担当者及び副担当者など複数職員で行う体制とした。 (3) 市民活動推進課・観光課 交付要綱等の規定に基づき適正な補助金の額を交付するよう、それぞれの課において徹底し、改めた。 また、補助金の交付に関し疑問がある場合は、補助金交付の根拠となる補助金等の交付手続き等に関する規則及び事業毎の交付手続きを定める交付要綱を確認し、手続きを進めるよう周知・徹底を図った。

2 契約事務について (1) 上下水道局 随意契約ができる種類及び限度額は長門市財務規則(平成 17 年長門市規則第 57 号。以下「財務規則」という。)第 104 条により規定されており、この限度額を超えた場合は競争入札によることとなっている。 平成 28 年度に策定された本市の「随意契約ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、「一括で発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。」と記載されている。 しかし、修繕工事について、合理的な理由もなく、限度額以下となるよう分割して契約を行っているものがあったので、留意改善されたい。 (2) 企画政策課(金子みすゞ記念館)・総務課・市民活動推進課・観光課・建築住宅課・教育総務課・三隅支所・油谷支所・消防本部 随意契約ができる予定価格の額は、単価契約においては、年間支出予定額であり、長期継続契約によるリース契約においては、ガイドラインにより、「複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。」とされており、契約期間の支出予定総額で判断することとなっている。 しかし、予定価格の額を年額、月額又は単価で判断しているものがあり、本来は競争入札を実施すべきところを随意契約による契約としているものがあったので、留意改善されたい。	(1) 上下水道局 契約を集約することで諸経費等の縮減が期待できることから、工程等合理的な理由がない場合は、ガイドラインの規定に基づき、一括して発注するよう徹底を図った。 (2) 企画政策課(金子みすゞ記念館)・総務課・市民活動推進課・観光課・建築住宅課・教育総務課・三隅支所・油谷支所・消防本部 複数年の物件の借入れに係る契約者の決定方法については、ガイドラインの規定に基づき予定賃借料の総額に応じて判断するよう改めて周知した。 また、リース契約の随意契約限度額の取扱いについて、改めて全庁的に周知徹底を図った。
--	--